



私の趣味 日本刀



会員 佐々木 秀一 (32 期)

日本刀の魅力

刀が好きだと話すと、一体どこがよいのかと訊かれる。「凜然とした姿形、地肌や波紋の素晴らしさ、そして日本刀それ自体が持つ精神的な何かに魅せられる」というのが刀好きのほぼ一致した回答となると思う。

日本刀の成立と日本人

遣唐使による中国文化の摂取が終わり、わが国独特な文化が開花した平安時代中期に日本刀の基本的形状が確立した。日本人の美意識がこの優美な形状を作り出したものといえる。また、我々の先祖は、刀を精神的拠りどころとして所持するなど、日本人の精神生活にも大きな影響を与えた。

江戸時代でも刃渡り2尺未満の「脇差」や「短刀」は、身分階級にかかわらず誰でも所持できたのであり、私たちの先祖にとって日本刀は極めて身近な存在であった。「元しのぎの鞘に収まる」、「鎬しのぎを削る」、「切羽詰まる」などという言葉は、日本刀に由来するものである。

日本刀の見所

わが国には、鉄を完全に溶解させるだけのエネルギーがなく、木炭を使用して柔らかくしては叩いて不純物を取り除くという作業を繰り返し行なう独特の製造方法を確立させた。

日本刀の形状は、時代の歴史的背景が作刀に影響し、一定の特徴が認められ、当該刀の時代を鑑定する見所となる。騎馬戦が主流であった時代には、長く反りの大きなものがほとんどであるが、室町以降、槍が普及し足軽を中心とした集団的戦闘が行なわれるようになると、取扱いに楽で軽快に動ける「打刀」が現れ、反りも少なくなってくる（写真上は「太刀拵え」、下は「打刀拵え」）。

また、流派ごとに鍛錬方法に一定の傾向があって、出来上がった刀の波紋等に共通の特徴が見られる。作風による刀匠の系譜を伝法というが、慶長以降の新刀では刀匠の実際の居住地と伝法が一致しなくなる。これらの伝法をよく理解することも時代と作者を見極めるポイントとなる。

日本刀の登録制度と判例

ところで、最高裁の判決は、「日本刀はわが国独自の製法と様式美を持ち、古くからわが国で美術品として鑑賞されてきた。登録制度が文化的価値のある刀剣類の鑑定基準を、美術品としての価値を持つ日本刀に限定しているのは、銃刀法の趣旨を逸脱しない」と判示し、日本刀に限り登録の上、所持できるものとした。

解釈論はともかく、銃刀法が警察立法であることを徹底すれば、日本刀の所持を原則禁止することになる。しかし、所持の禁止は、日本刀の製造技術の維持発展を阻害することになりかねない。登録制度は警察目的である危害の防止と、文化財の保護、伝統技術の維持という公共の福祉に関わる二つの要請を調和させている。登録証が発行された日本刀は、特別に難しい手続を経ることなく相続や取引を行なうことができる。

